

参議院改革協議会

協議員一覧（14名）

座長	世耕 弘成（自民）	森 ゆうこ（立憲）	伊波 洋一（沖縄）
	古賀 友一郎（自民）	谷合 正明（公明）	木村 英子（れ新）
	野上 浩太郎（自民）	足立 信也（民主）	嘉田 由紀子（碧水）
	堀井 巖（自民）	東 徹（維新）	渡辺 喜美（みん）
	長浜 博行（立憲）	井上 哲士（共産）	（4. 4. 19 現在）

（1）検討の経緯

参議院改革協議会（世耕弘成座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第204回国会の令和3年5月14日に設置された。

第207回国会閉会後においては、本協議会を開かなかつた。

第208回国会において、本協議会は6回の調査検討を行い、その後、報告書の取りまとめを行った。

まず、1月19日の協議会（第7回）では、参議院の在り方について協議を行った。

1月28日の協議会（第8回）では、議員の身分保障について、参考人赤坂幸一君（九州大学法学研究院教授）及び塩田智明君（国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任）から意見を聴取した後、質疑を行った。また、参議院の在り方及び今後の進め方について、座長から1月19日までの意見交換を踏まえた主な論点の提示があり、協議を行った。

2月21日の協議会（第9回）では、参議院の在り方、目指すべき役割とそれに関連した選挙制度について協議を行った。

3月31日の協議会（第10回）では、現行制度で参議院選挙を行った場合の一票の較差の現状について、事務局から説明を聴取した後、「委員会・調査会等の整理再編、充実」、「行政監視機能の更なる充実」、「デジタル化、オンライン審議」について協議を行った。

4月20日の協議会（第11回）では、「委員会・調査会等の整理再編、充実」、「行政監視機能の更なる充実」について協議を行った。また、座長から、参議院の在り方及び参議院議員選挙制度についてのこれまでの議論を取りまとめた論点整理の提示があり、協議を行った。

5月18日の協議会（第12回）では、「デジタル化、オンライン審議」について協議を行った。

6月8日の協議会（第13回）では、座長から本協議会における議論を取りまとめた報告書案が示され、同報告書案を参議院改革協議会報告書として議長に提出することを決定した。

（報告書は参議院ホームページ参照）

(2) 協議会経過

○令和4年1月19日(水)(第7回)

- 参議院の在り方について意見の交換を行った。

○令和4年1月28日(金)(第8回)

- 一、議員の身分保障について九州大学法学研究院教授赤坂幸一君及び国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任塩田智明君から意見を聴いた後、質疑を行った。

- 一、参議院の在り方について意見の交換を行った。

- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年2月21日(月)(第9回)

- 一、参議院の在り方について意見の交換を行った。

- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年3月31日(木)(第10回)

- 一、次の件について意見の交換を行った。

- イ、委員会・調査会等の整理再編、充実に関する件

- ロ、行政監視機能の更なる充実に関する件

- ハ、デジタル化、オンライン審議に関する件

- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年4月20日(水)(第11回)

- 一、次の件について意見の交換を行った。

- イ、委員会・調査会等の整理再編、充実に関する件

- ロ、行政監視機能の更なる充実に関する件

- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年5月18日(水)(第12回)

- 一、デジタル化、オンライン審議について意見の交換を行った。

- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年6月8日(水)(第13回)

- 議長に参議院改革協議会報告書を提出することを協議決定した。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長(以下「議長」という。)の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会(以下「参議院改革協議会」という。)を置く。

第2 構成

(1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。

(2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長

が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。